

脱炭素先行地域の選定・評価に係る配点

要件	確認事項	評価事項	配点
			合計① 130点
①-1 2030年度までに、脱炭素先行地域内の民生部門(家庭部門及び業務その他部門)の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロを実現すること	脱炭素先行地域内の民生部門の電力需要量の実績値を集計又は推計し、脱炭素先行地域内に供給される再エネ等の電力供給量及び省エネによる削減量の合計がそれと同等となる計画であること	脱炭素先行地域内の民生部門の電力需要量の規模が大きいこと	25点
		対象となる電力需要家との合意形成の見通しを踏まえた電力需要量となっていること	
		脱炭素先行地域内の民生部門に供給される再エネ等の電力供給量について、自家消費等の割合を可能な限り高くすること	
		脱炭素先行地域内の民生部門の電力需要量に占める当該脱炭素先行地域のある地方公共団体内で発電する再エネ電力量の割合を、可能な限り高くすること	
		脱炭素先行地域で活用する技術について、以下の観点で導入のあり方が優れていること ー当該地域で導入又は実施することの意義 ー経済性が確保されていること ー導入規模が大きく、他地域も含め当該技術の新たな需要創出の可能性があること ー地域の事業者が主体となって実施し、地域経済循環に貢献すること	
		地域脱炭素の推進のための交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金及び特定地域脱炭素移行加速化交付金の総称。以下同じ。)に係る費用効率性が優れていること	
①-2 地域特性に応じた温暖化対策の取組 (民生部門の電力以外のエネルギー消費に伴うCO2やCO2以外の温室効果ガスの排出、民生部門以外の地域と暮らしに密接に関わる自動車・交通、農林水産業等の分野の温室効果ガスの排出等についても、地球温暖化対策計画と整合する形で地域特性に応じ少なくとも1つ以上の取組を実施する計画となっていること)	地域特性に応じ、民生部門の電力以外で、地球温暖化対策計画とも整合する温室効果ガスの削減に資する取組が少なくとも1つ以上であること	地域特性に応じた取組であり、温室効果ガス削減の効果及び規模が大きいこと	15点
		対象となる関係者との合意形成の見通しを踏まえた取組となっていること	
		脱炭素先行地域で活用する技術について、以下の観点で導入のあり方が優れていること ー当該地域で導入又は実施することの意義 ー経済性が確保されていること ー導入規模が大きく、他地域も含め当該技術の新たな需要創出の可能性があること ー地域の事業者が主体となって実施し、地域経済循環に貢献すること	
		地域脱炭素の推進のための交付金に係る費用効率性が優れていること	
② 再エネポテンシャル等を踏まえた再エネ設備の最大限の導入	・再エネ情報提供システム(REPOS)や衛星写真等を活用したFS調査を実施し、地域の特性に応じた再エネ賦存量を確認していること ・生態系をはじめとした自然環境や景観等への影響を回避又は極力低減するとともに、災害防止や経済合理性、その他支障の有無も踏まえ、再エネの導入可能性を把握していること	災害リスク及び生態系や自然環境、景観等への影響を考慮し、脱炭素先行地域の民生部門の電力消費に伴うCO2排出を実質ゼロとするための追加的な再エネ導入量(新規の再エネ設備の導入量)が大きな計画であること	15点
		FS調査のうち、実地調査等を実施することにより、再エネの導入可能性をより確実に把握していること	
		地権者、施設管理者、周辺住民等との合意形成の見通しも踏まえた再エネ導入可能性となっていること 必要に応じ、以下の事項も考慮して、上記の事項を評価する ー地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に基づく促進区域を設定し、当該促進区域内で新たに再エネ設備を導入する計画であること ー導入する再エネ設備の種類、設置場所等について、複数の選択肢があるなど、状況に応じた柔軟な導入のあり方を検討していること	
③ 脱炭素の取組に伴う地域課題の解決や住民の暮らしの質の向上	・脱炭素先行地域の取組を通じて解決していくことを目指す課題とその解決に向けた取組が説明されていること ・上記の課題解決に向けたKPI(重要業績評価指標)が設定されるとともに、当該KPIの改善について、その根拠や方法が説明されていること	取組の成果が、以下の観点で地域に裨益し、地域経済循環に資する取組であること ー地域内未利用資源、熱等の副産物の活用 ー地域資本の活用、地域の雇用創出・拡大、担い手育成 ー地域事業者による工事施工、施設設備の維持管理等に係る体制構築 ーエネルギー代金の循環 ー収益の社会的投資の最大化	25点
		2030年以降の地域の人口、世代構成、産業構造、各施設のあり方を踏まえて定められた地域の将来ビジョンの実現を目指すに当たり、脱炭素先行地域の取組の位置付けが明確であること	
		脱炭素先行地域での取組が、2030年以降の現実的な将来見通しを前提とした適切なものになっていること	
		地域資源等の最大限の活用、地域課題解決への十分な貢献、技術の活用方法や事業の実施スキームの工夫等により、既選定の脱炭素先行地域と異なる当該地域ならではの先進性が認められること	

要件	確認事項	評価事項	配点
			合計① 130点
④ 脱炭素先行地域の範囲・規模の特定	<ul style="list-style-type: none"> 各エリアの特性を踏まえつつ、具体的に脱炭素先行地域の範囲を特定すること 脱炭素先行地域の範囲内の民生部門電力需要家を原則全て対象としていること 	<p>地域課題との関連性等、設定する範囲の考え方が合理的であるとともに、当該地方公共団体の全域に広げる道筋が示されていること</p> <p>範囲の設定の仕方が、難易度が高く意欲的な範囲を設定している(例えば、既存住宅・団地や既存民間施設を広範囲に対象としている。地理的な制約がある地域や条例に基づく景観保護地域等、再エネ発電設備の導入が困難な地域を対象としている。)などにより、優れていること</p>	15点
⑤ 計画の実現可能性(計画の具体性、関係者との合意形成の状況等)	<ul style="list-style-type: none"> 計画に記載すべき内容が具体的であること(計画に不確実性がある場合でも、少なくとも5年程度の具体的な取組及びその後の取組の方針が記載されていること) 導入する再エネ設備の種類、規模、設置場所等が具体的に記載されていること 各年度のプロセスが適切にスケジュールとして計画されていること 取組による脱炭素効果が、計画期間後も継続して得られる見込みであること 	<p>関係者間における体制が具体的に構築され、適切に合意形成が図られていること。未調整の関係者がいる場合は、合意形成の調整状況及びスケジュールが具体的に示されていること</p> <p>金融機関等からの資金調達の見通し等を踏まえ、事業継続性が確保されていること</p> <p>脱炭素に関する先導的な取組の実績がある、または、経験が豊富な連携先を確保しているなど、事業を着実に実行できる素地を有すること</p>	25点
⑥ 他地域への展開可能性	展開可能性のある他の地域(他市区町村の類似地域)が具体的に示されていること	モデル性(対象地域の特性上、展開可能性のある類似地域等が多いこと)、波及効果、アナウンス効果等に優れており、他地域への展開の具体策(住民の行動変容を含む。)が示されていること	10点
⑦ 取組の進捗管理の実施方針及び体制	事業の進捗管理の実施方針が示され、かつ、外部有識者等を含む複層的な進捗管理・評価の体制が示されていること	なし	配点なし
⑧ 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画の策定等	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)に即して、速やかに、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(事務事業編)を改定するとともに、地方公共団体実行計画(区域施策編)を策定又は改定していること 地方公共団体実行計画(事務事業編)の目標が、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」(政府実行計画:令和3年10月22日閣議決定)の目標(2013年度を基準として、2030年度までに50%削減)を上回ること 地方公共団体実行計画(区域施策編)の目標が、地球温暖化対策計画の目標(2030年度に2013年度から46%削減)にとどまらない野心的な水準であること 上記により策定又は改定をしていない場合、その予定時期(遅くとも2025年度中を目途とする。)の目安を示すこと 	なし	配点なし
評価委員の識見に基づく上記評価事項への上乗せ評価、又は、上記以外の観点での評価(取組のインパクト、独自性、省エネの取組等)			② 25点

総合計 (①+②) 155点

重点選定モデル

部門	要件	加点
①施策間連携	<p>以下のいずれかに該当し、施策間の相乗効果が期待できること</p> <ul style="list-style-type: none"> i.各府省庁の支援事業を複数組み合わせる取組を実施すること ii.各府省庁の制度・枠組み等を活用し、脱炭素先行地域の取組によって各取組をさらに深化させること 	10点
②地域間連携	<p>以下のいずれかに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> i.複数の地方公共団体のエリアにおいて、再エネ電力の融通や需給管理等、具体的な連携策により一体的に取り組むこと ii.複数の地方公共団体が連携し、これら地方公共団体全体で取り組むこと iii.都道府県が主導し、管内の複数の市区町村で広域的に取り組むこと 	10点
③地域版GX	<p>削減効果の大きな技術を導入することにより、当該技術の新たな需要を創出し、地域経済への貢献と経済成長につながることを期待できること。具体的には、地域の事業者が主体となって、再エネ・蓄電池、ZEB/ZEH・断熱改修、自営線マイクログリッド、グリーン水素製造・利用等の高度な技術を導入することにより、化石原燃料・エネルギーの最大限削減、当該技術の他地域への展開、地域経済循環の同時実現を図ること</p>	10点
④生物多様性の保全、資源循環との統合的な取組	<p>以下のいずれかに該当し、施策間の相乗効果が期待できること</p> <ul style="list-style-type: none"> i.生物多様性の保全、資源循環に関する事業のいずれか又は両方と、脱炭素先行地域の取組を複数組み合わせる統合的に実施すること ii.生物多様性の保全や資源循環に関する各府省庁の制度・枠組み等を統合的に活用し、脱炭素先行地域の取組によって各取組をさらに深化させること 	10点
⑤民生部門電力以外の温室効果ガス削減の取組	<p>民生部門の電力以外のエネルギー消費に伴うCO2やCO2以外の温室効果ガスの排出、民生部門以外の地域と暮らしに密接に関わる自動車・交通、農林水産業や観光等の地場産業、廃棄物・下水処理等の分野の温室効果ガスの排出等の削減に資する取組を、地域特性や気候風土に応じ、以下の全てに該当する形で実施すること</p> <ul style="list-style-type: none"> i.複数の事業を組み合わせる実施すること ii.地域の事業者を幅広く対象とするなど、脱炭素先行地域の範囲全体で取り組むこと iii.取組によるCO2削減量が、選定要件①-1の取組により削減されるCO2排出量と比べて十分に大きいこと 	10点

※ 重点選定モデルの提案は、①～⑤から2つまでです。